Gunma Prefecture 群馬県

令和７年８月２２日
総務部消防保安課消防係
電話：027-226-2250

公印の紛失について

令和７年８月２０日（水）に開催された危険物取扱者保安講習に際して、業務上の必要性により職員が県庁から持ち出した公印を紛失する事案が発生しました。

今後、このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

１　紛失した公印

群馬県知事印

印影の文字：群馬県知事

印影の寸法：縦４ミリメートル 横２０ミリメートル

用　　途：消防設備士免状及び危険物取扱者免状用

＊この印は、消防設備士及び危険物取扱者に対し、法令で定められた講習の修了を認証するための、用途が限定された専用の公印です。

２　経緯

８月１９日（火）

・翌日に高崎市内で開催される危険物取扱者保安講習で使用するため、担当者が県消防保安課の承認を経て当該公印を通勤鞄に収納し、退庁した。

８月２０日（水）

・高崎市内の講習会場において当該公印を取り出すため通勤鞄を開けたところ、公印が紛失していることに気付き、県消防保安課に電話連絡。

・通勤経路、自宅等を捜索したが発見には至らなかったため、前橋警察署に遺失届を提出した。

３　県としての対応

（１）　危険物取扱者保安講習受講者への対応について

８月２０日実施の講習受講者については、免状に修了年月日及び講習実施機関のみ記載し、持ち帰りいただきました。後日、押印手続について案内を送付することとします。

８月２１日以降の講習受講者については預かり証を交付の上、免状を県で預かり、後日押印し郵送することとしました。

（２）　再発防止対策について

職員に対し、公印の取扱いについて一層の注意喚起を図り、公印の管理徹底に努めるとともに、早急に対応策を検討することとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS